

# 「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

本市では、防犯カメラで撮影された個人のプライバシーの保護を図るために、防犯カメラの設置者等が自主的に実施すべき事項を定めた「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）」を作成しました。この案について、皆様のご意見をお寄せください。

## 【案の公表場所】

市民サービス課（市役所8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下のURLからご覧ください。

<http://city.chiba.jp/go/pbc>

## 【意見の募集方法】

### ・募集期間

平成26年1月31日（金）～2月28日（金）（必着）

### ・募集方法

「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

1 郵 送：〒260-8722 千葉市役所市民サービス課

2 F A X：043-245-5550

3 電子メール：[service.CIC@city.chiba.lg.jp](mailto:service.CIC@city.chiba.lg.jp)

4 持 参：市民サービス課（市役所8階）、各区役所の地域振興課

## 【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成26年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

（お問い合わせ先）

千葉市市民局市民自治推進部市民サービス課

電話 043-245-5264

ファクシミリ 043-245-5550

電子メール [service.CIC@city.chiba.lg.jp](mailto:service.CIC@city.chiba.lg.jp)